

おおだて暮らし応援商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍において原油価格や物価の高騰に直面する生活者の家計負担の軽減と、地域内消費の喚起によって事業者を支援するために実施するおおだて暮らし応援商品券事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) おおだて暮らし応援商品券（以下「商品券」という。） 前条の目的を達成するために、大館市（以下「市」という。）によって配布される商品券をいう。
- (2) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (3) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。
- (4) 受託事業者 市から特定事業者の登録及び商品券の発行、換金等の業務を委託された事業者をいう。

(業務の委託)

第3条 本事業の実施に当たっては、市は、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 特定事業者の登録
- (2) 商品券の発行、換金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本事業の遂行に関わる業務

(配布対象者)

第4条 商品券の配布対象者（以下「配布対象者」という。）は、令和4年10月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されおらず、かつ、基準日後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）
- (2) 配偶者等からの暴力を理由に市内に避難し、生計を別に行っている者及びその同伴者であって、基準日においてその住民票を異動していない者。ただし、次の要件のいずれかに該当し、かつ、その旨の申し出を行った者に限る。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第3

1号)に基づく保護命令を受けていること

イ 婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」や、配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター等)からの確認書が発行されていること。

ウ 住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること。

(配布者)

第5条 商品券の配布を受ける者(以下「配布者」という。)は、前条に掲げる配布対象者ごとに次のとおりとする。

(1) 市の住民基本台帳に記録されている者の申請については不要とし、その者の属する世帯の基準日における世帯主を配布者とする。

(2) 前条第2号の者については、市長が商品券の配布について必要があると認めた者を配布者とする。

2 前項第1号の世帯の世帯主が前項第2号の配布者にあたる場合には、当該配布者にかかわるものを除いた商品券を、当該世帯の他の世帯構成者に配布するものとする。

3 第1項第1号の世帯の世帯主以外の世帯構成者が第1項第2号の配布者にあたる場合は、当該配布者にかかわるものを除いた商品券を、第1項第1号の世帯主に配布するものとする。

(商品券の給付額)

第6条 商品券の額面は、1人5,000円とし、受託事業者が発行する商品券とする。

2 前項の商品券は、1枚1,000円とし、5枚を1人分とする。

(配布方法)

第7条 市長は、配布対象者の氏名及び住所を掲載した配布者対象者リスト(以下「リスト」という。)を作成するものとする。

2 市長は、前条で定めた商品券をリストに基づき発送する。なお、市長が必要と認める場合を除き、分割での発送は行わない。

(配布開始日)

第8条 商品券を発送する日は、市長が別に定める日とする。

(商品券の使用範囲等)

第9条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、市長が別に定める日から令和5年2月28日までの間とする。

3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。

- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、配布された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 商品券は、以下に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。
 - (1) 有価証券、金券、商品券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカードその他の換金性が高いもの
 - (2) 出資、債務、振込手数料
 - (3) たばこ
 - (4) 性風俗特殊営業等
 - (5) 医療費、介護費等
 - (6) 電気・ガス・水道料金等の公共料金
 - (7) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- 7 配布者が商品券を受領した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とし、再発行も認めない。

(商品券の返戻)

- 第10条 市長は、世帯主に郵送した商品券が宛先不明により又は受取りを拒否されて返送された場合は、使用期限まで市長が保管するものとする。
- 2 前項の宛先不明及び受取りを拒否した配布者に対して、再通知を行い、受取りが可能となった場合は、市長は配布者に配布する。ただし、再通知は1度限りとする。

(特定事業者の登録等)

- 第11条 受託事業者は、特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該事業者
- に通知する。

(特定事業者の責務)

- 第12条 特定事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないこと。
 - (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
 - (3) 市及び受託事業者と適切な連携体制を構築すること。
 - (4) 店頭付近に特定事業者である旨の掲示を行うこと。
 - (5) その他、市長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。
- 2 受託事業者は、特定事業者が前項各号に掲げる事項に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金手続)

- 第13条 特定事業者は、受託事業者に、令和5年2月28日までの特定取引において受

け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

- 2 前項の場合において、受託事業者は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金額を支払うものとする。
- 3 受託事業者は、換金の申し出を受理したときは、金銭又は小切手により即日支払うものとする。ただし、換金額が100万円以上の場合はこの限りでない。
- 4 特定事業者は、受託事業者に対し、令和5年3月15日までに商品券の換金を申し出なければならない。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により商品券を入手し又は使用したと認めるときは、当該商品券又は券面金額に相当する金銭を返還させることができる。

(商品券に関する周知等)

第15条 市長は、本事業の実施に当たり、商品券使用開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定については、同日後もなおその効力を有する。